

令和 7 年度芽室町議会議員研修計画

1 令和 7 年度芽室町議会議員研修方針

芽室町議会基本条例第 6 条に規定する「議員の政策形成及び立案能力等の向上を図る」ため、芽室町議会議員研修要綱第 4 条に基づき、令和 7 年度の研修計画を次のとおり定めます。なお、芽室町議会災害時対応基本計画（ver3.0／令和 2 年 11 月改訂）に規定する警戒ステージ等の変化に応じ、研修手法や実施の可否を適宜検討の上、決定することとします。

2 令和 7 年度芽室町議会議員研修実施計画（要綱第 4 条）

（1）専門研修（実務研修）

- ① 人口減少時代における地方財政のチェックポイント
 - ・講 師：竹田圭助氏（株式会社日本政策総研上席主任研究員）
 - ・日 時：5 月 23 日（金）10 時～12 時
- ② 「パーク PFI (Park-PFI)」について
 - ・講 師：町職員（魅力創造課・環境土木課）
 - ・日 時：6 月 18 日（水）9 時 30 分～
- ③ 「持続可能な地方議会の存続のために」
 - ・訪問先：栗山町議会
 - ・日 時：7 月 9 日（水）※北海道町村議会議長会主催議員研修会翌日
- ④ ミライの議会・議員のあり方を踏まえ議員報酬と定数を考える（議員との懇談）～「住民自治の根幹」としての議会を動かす～
 - ・講 師：江藤俊昭氏（大正大学地域創生学部教授／芽室町議会サポーター）
 - ・日 時：7 月 25 日（金）（詳細別途調整）

（2）一般研修（議員一般研修）

- （ア） 北海道町村議会議長会主催議員研修会 ＜7 月 8 日（火）＞
- （イ） 十勝町村議会議長会主催議長・事務局長研修会（新得町）
＜8 月 29 日（金）＞
- （ウ） 十勝町村議会議長会主催議員研修会
＜当初日程：10 月 31 日（金）→日程変更調整中＞

【令和7年度芽室町議会議員研修】

ミライの議会・議員のあり方を踏まえ議員報酬と定数を考える（議員との懇談） ～「住民自治の根幹」としての議会を動かす～

□ 日 程 令和7年7月25日（金）2部構成（調整中）

① 9:15～10:45 （芽室町議会議員対象）

② 14:00～16:30 （他自治体議会関係者参加可）

□ 場 所 ① 芽室町役場3階委員会室／② めむろ駅前プラザ

□ 講 師 江藤 俊昭氏（大正大学地域創生学部教授／芽室町議会サポーター）

□ 予算額 15万円（一般会計／旅費＋報償：税込・源泉徴収前金額）

□ 目 的

前回（令和5年）統一地方選挙において、本町議会が史上初の無投票当選となったことを契機に、議会としての当事者意識と危機感を改めて自覚し、総論として地方議会が直面する課題と現状を、各論として持続可能な機関として存続するための覚悟と展望を探る。

□ 背 景

令和6年10月に議長からの諮問により、次期統一地方選挙（R9.4）に向けた「議員定数と報酬の見直し」の検討をスタートさせ、1年前（R8.3）に結論を見出すことを目標に取り組んでいる。この検討にあたっては、議会基本条例をフル活用することを前提として、議会モニター会議や町民との意見交換会により住民の声を広く聴き、議会サポーターからの提言・助言により専門的知見を学び、先進地視察等により他自治体の先駆的実例を確認するなど、重層的なプロセスとした。

しかしながら、現時点での検討経過において、この取り組みに係る最たる課題は、当事者である「芽室町議会」の覚悟であり、議員個々の姿勢を可能な限り一致させるために、今回の研修を企画したものである。

議員定数と報酬の見直しについて （2025.5-8 スケジュール）

1 議会素案協議・検討／議員間討議 <5.19（月）～30（金）>

- （1） 持続可能な議会を目指した「定数と報酬」について、複数案を整理する。
- （2） 議員間討議は最低2回は必要。
- （3） 他の会議と同一日に設定せずに単独で開催する。
- （4） 議員間討議の手法をあらかじめ議運で協議・検討。

2 町民との意見交換会（市街地・農村地域） <6.23（月）～7.4（金）>

- （1） ～6月 6日（金） ・町民との意見交換会開催要領整理（日程・会場等）
＊5月中に議運→全協での合意形成前提（重要）
・開催周知（議会だより・ホームページ等）
- （2） ～6月13日（金） ・班編成・説明練習
- （3） ～6月20日（金） ・最終調整
・第2回モニター会議開催検討（例：～7月18日開催）
- （4） ～7月11日（金） ・意見交換会要旨整理
- （5） ～7月18日（金） ・第2回モニター会議開催検討（住民の声を聴く機会）

3 先進地（栗山町議会）視察研修 <7.8（火）～9（水）>

- （1） 検討状況の意見交換

4 議会原案協議・検討／議員間討議（議運→全員協議会）

- （1） 「1」～「3」のプロセスを経て議会内原案協議・検討

5 議員研修（江藤俊昭教授） <7.25（金）>

- （1） 経過と検討進捗状況の説明
- （2） 考え方・プロセス等への教示・示唆

6 第4回議会改革諮問会議審議 <7.28（月）～8.1（金）>

- （1） 江藤俊昭サポーターの講義を踏まえて、原案確定に向けた調査・審議

7 議会原案確定（議運→全員協議会） <8.4（月）～22（金）>

- （1） 一連のプロセスを経た原案確定
 - ① 議会素案 → ②住民意見聴取 → ③モニター意見確認 →
 - ④ 先進地視察研究 → ⑤専門家助言 → ⑥議会原案

○芽室町議会議員研修要綱

(平成 24 年 2 月 15 日議会運営委員会決定)

(目的)

第 1 条 [この要綱](#)は、芽室町議会議員(以下「議員」という。)の研修に関し必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もって町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、法律・条例等で規定している議員の責務を遂行するため、研修に励むとともに不断の自己研鑽に努めなければならない。

(研修の種類等)

第 3 条 財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を図るものとし、研修の種類、対象者及び研修内容は次の号のとおりとし、体系については別表 3 のとおりとする。

(1) 一般研修

ア 新議員(前期・後期)研修

イ 役職議員研修

ウ 議員一般研修

(2) 専門研修

ア 委員会所管研修

イ 実務研修

ウ 課題研修

(研修の実施計画)

第 4 条 前条各号に規定する研修は、毎年度当初に別に作成する実施計画書に基づき実施するものとする。

2 前項の実施計画書は、議長が議会運営委員会に諮って作成する。ただし、前条第 2 号アの委員会所管研修については、この限りでない。

3 議長会・議員会等の研修計画を参考に作成する。

(講師等)

第 5 条 研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度定め依頼するものとする。

(研修報告)

第 6 条 研修を受講した議員は、別記第 1 号様式議長に研修結果を報告しなければならない。

2 議会は、前項の研修結果を公表することができる。

(委任)

第 7 条 [この要綱](#)の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(実施期日)

1 [この要綱](#)は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

	研修の種類	対象者	研修の内容	研修の名称等
一般研修	新議員研修	新議員	新議員として必要な基礎知識を習得する研修	・ 新任議員研修会(前期・後期) ・ 北海道町村議会議長会等が主催する新任研修会
	役職議員研修	議長 副議長 正副委員長	議長、副議長及び委員長(すでにこれらの役職を経験している者は任意)としての役職に関する知識を習得する研修	・ 議長、副議長研修会(全国町村議会議長会) ・ 議長、副議長、正副委員長研修会
	議員一般研修	全議員	議員としての知識を習得する研修	・ 議員研修会(北海道町村議会議長会、十勝管内町村議会議長会、西部4町議長会等)
専門研修	委員会所管研修	委員	委員会所管事項に関する専門的な研修(視察研修を含む)	・ 議員専門研修(予算・決算等)
	実務研修	全議員	行政、政策などの実務に関する研修	・ 議員専門研修(政策等)
	課題研修	希望議員	課題に応じ特別に実施する研修	・ 議員専門研修(課題別)

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

芽室町議会議長 様

芽室町議会議員 印

研 修 成 果 報 告 書

芽室町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

1 研 修 日 時

2 研 修 先

3 研 修 目 的

4 成果(具体的に)